

◆宇都宮病院 短期入所療養介護「重要事項説明書」◆

1. 事業者(ご利用施設)の概要

事業者名称 医療法人 至誠堂 宇都宮病院
 所在地 佐賀県唐津市厳木町本山386番地1
 電話番号 0955-63-2515
 FAX番号 0955-63-2313
 代表者氏名 理事長 宇都宮 至

施設の名称	医療法人 至誠堂 宇都宮病院		
介護保険事業者番号	41B0200011	宇都宮病院	介護医療院
	4170200937	宇都宮病院	医療療養病棟
施設長の氏名	宇都宮 至		
施設長の職位	理事長		
施設長の職種	医師		

2. 施設の概要

敷地		14, 276. 19m ²		
建物	構造	鉄筋コンクリート造り		
	延床面積	3, 861. 66m ²		
病室の種類	3階室数	2階室数	面積	一人当たりの面積
1人部屋	2室	1室	31. 8m ²	15. 9m ²
2人部屋	9室	9室	151. 6m ²	8. 4m ²
4人部屋	8室	7室	275. 6m ²	8. 6m ²

3. 主な設備

設備の種類	3階数	面積(m ²)	2階数	面積(m ²)	特色
機能訓練室	(1)	55. 7	1	55. 7	機能訓練
食堂・談話室1	1	99. 65	1	43. 18	食事・談話・面会
食堂・談話室2	1	24. 54			食事・談話・面会
一般入浴	(1)	51. 74	(1)	51. 74	展望風呂
機会浴室	1	19. 7	(1)	19. 7	特殊な風呂
厨房	(1)	81. 1	(1)	81. 1	調理
リハビリ室	(1)	191. 8	(1)	191. 8	リハビリ
調剤室	(1)	5. 6	(1)	5. 6	薬の調剤
DI室	(1)	7. 6	(1)	7. 6	薬剤情報管理
応接室	(1)	7. 4	(1)	7. 4	苦情・相談

4. 職員の体制

従業者の職種	人数	従業者の職種	人数
施設長	1	理学療法士	4以上
医師	4以上	作業療法士	2以上
薬剤師	1	言語聴覚士	2以上
管理栄養士	2	臨床検査技師	1
看護職員	21以上	臨床放射線技師	1
介護職員	25以上	介護支援専門員	1以上

5. 施設サービスの内容

(1) 介護保険給付によるサービス

種 類	内 容
施設サービス計画作成	ケアマネージャーが作成された居宅サービス計画書に基づき療養生活の援助を行います。 利用日数に応じて施設内でも計画書を作成し支援を行います。
医療・看護	医師による医学的管理のもと24時間体制の看護を行います。 持参された内服薬の管理・必要時の服用介助、服用確認を行います。 急な体調不良時には受診などの検討をご相談させていただきます。
機能訓練	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士により入所者様の状況に適した機能訓練を行い、機能の低下を防止するよう努めます。
栄養管理及び栄養ケア	栄養状態を判定し、心身の状態の維持・改善を実施していけるよう栄養管理サービスを提供いたします。
入浴	週2回。身体の状態により清拭で対応となる場合があります。
清拭	週1回。入浴日以外に実施します。
排泄	心身の状況に応じて、適切な排泄支援・介助を行います。
離床・着替え・整容等	利用者様の状態に合わせて、出来る限り離床に配慮し、生活リズムを考え、適切な整容が行われるよう援助します。
シーツ交換	シーツ交換は定期で週1回実施します。その他、必要時に実施いたします。

(2) 介護保険給付以外のサービス

種 類	内 容
食事	食事時間 1日当たり 1,445円 朝食 8:30 (1食あたり 480円) 昼食 12:30 (1食あたり 480円) 夕食 18:00 (1食あたり 485円) * できるだけ離床して食堂でお食べ下さい。 * 世帯の所得により アレルギーや食べられない物ががある方は 減免があります。 事前にご相談下さい。
居住費	多床室 1日当たり 377円 個室 1日当たり 1,100円 * 世帯の所得により減免があります。
洗濯	希望により衣類の洗濯を業者委託により行います。
病衣	1月 3,520円 ご自身でパジャマを準備されるか、ワタキューセイモア(株)とレンタル契約を してください。

* 日常生活品について

その他日常生活に必要な物品(但し、オムツは除きます)につきましては、入所者様の全額負担となっておりますのでご了承下さい。

(3) 施設サービス費(利用料)について

要介護度	療養病棟		介護医療院	
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室
要支援 1	593円	536円	652円	590円
要支援 2	751円	672円	810円	726円
要介護 1	814円	708円	875円	762円
要介護 2	921円	813円	985円	874円
要介護 3	1,149円	1,042円	1,224円	1,112円
要介護 4	1,247円	1,139円	1,325円	1,214円
要介護 5	1,334円	1,227円	1,416円	1,305円

* それぞれの利用料に居住費・食費は含まれていません。

* 上記表示額は1割負担の方です。所得等に応じた法定基準の負担割合で、上記と異なる場合がありますので、介護保険負担割合証でご確認下さい。

* サービス利用時のお部屋の空き状況により、療養病棟・介護医療院どちらかのお部屋を準備させていただきます。利用料金が異なりますが、ご了承下さい。

(4) 各種加算について

加 算 項 目	加 算 費 用 (1割負担の金額で表示)
感染対策指導管理	6円/日 感染予防の為の対策実施
療養食加算	8円/回 (1日につき3回を限度)
重症皮膚潰瘍管理指導	18円/日
褥瘡対策指導管理	6円/日 褥瘡予防の為の対策実施
重度療養管理	125円/日 要介護4・5に限る
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日 勤続3年以上のしめる職員割合が100分の30以上である
介護職員処遇改善加算Ⅰ	入所料で算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を加算
介護職員等ベースアップ等支援加	入所料で算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を加算
送迎加算	184円/片道 (介護医療院利用の要支援1・2のみ 134円/片道)
理学療法(Ⅰ)	123円/回 11回目からは 86円/回
作業療法	123円/回 11回目からは 86円/回
リハビリ体制強化加算	35円/回 理学療法実施者のみ
集団コミュニケーション加算	50円/回
言語聴覚療法	203円/回 11回目からは 142円/回
摂食機能療法	208円/日

* 必要に応じて選択的に対象患者様に加算されます。(全患者様が対象ではありません)

* 上記内容についてご不明な点などございましたら、病院職員へおたずね下さい。

6. 1. 当施設相談窓口

相談窓口	地域連携室	藤川 弓恵 居石 直美
ご利用時間	8:30 ~ 17:00 * 上記時間以外は、そのほかの職員にお申し出下さい。	
ご利用方法	◎ 電話 0955-63-2515 ◎ 面接対応 ◎ アンケート箱(玄関に設置)	

2. 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てが出来ます。

佐賀県国民健康保健団体連合会情報・介護課 介護保険係(介護苦情処 電話 0952-26-1477
所在地の住民福祉課、唐津市保健福祉部高齢者支援課 介護業務係 電話 0955-70-0101

7. 居住費・食費の負担限度額(日額)について

段階	負担限度額の段階の条件	居住費		食費	
		多床室	従来型個室		ショートステイ
第1	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 預貯金等の合計額が1000万円以下	0円	490円	300円	300円
第2	●年金収入等の合計が80万円以下 預貯金等の合計額が650万円以下	370円	490円	390円	600円
第3 ①	●年金収入等の合計が80万円超120万円以下 預貯金等の合計額が550万円以下	370円	1,310円	650円	1,000円
第3 ②	●年金収入等の合計が120万円超 預貯金等の合計額が500万円以下	370円	1,310円	1,360円	1,300円
第4	●上記以外	377円	1,668円	1,445円	1,445円

高額介護サービス費について

対象者区分	自己負担上限額
課税所得 690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得 380万円(年収約770万円)～課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得 380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額 の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

◆ 短期入所療養介護 利用契約書 ◆

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所療養介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する利用料金を支払います。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者からの契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(契約期間と利用期間)

本契約での「契約期間」とは第2条で定める有効期間をいい、「利用期間」とは契約期間内において事業者が契約者に対して短期入所療養介護を実施する期間をいいます。

第4条(利用の中止・追加・変更)

1. 利用者は、利用期間前において、短期入所療養介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合、利用者はサービス開始の前日までに事業者に出るものとします。
2. 事業者は、利用期間中に利用者の発熱等を認めた場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。また、利用期間中に利用者が入院となった場合、短期入所療養介護は中止となります。
3. 利用期間途中での短期入所療養介護については、サービス提供を受けた期間分の利用料金をお支払いして頂きます。

第5条(短期入所療養介護計画)

利用期間が4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所療養介護計画書」を作成し、内容を利用者及びその家族に説明し、ご承諾を頂きます。

第6条(身体拘束その他の行動制限)

事業者は、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限しません。

第7条(利用料)

利用者は、事業所からサービスの提供を受けた時は、事業所に対し、重要事項説明書の記載に従い利用料自己負担分を支払います。

第8条(料金の変更)

事業者は、利用者に対して文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更を申し入れることができます。利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく文書を作成し同意書を取り交わします。

第9条(事業者及びサービス従事者の義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたり、生命・身体・財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は短期入所療養介護の提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。複写物においては実費費用が必要となります。
3. 事業者はサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または対応可能な医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条(内服薬等の持参)

サービス利用期間中の内服薬、または必要な外用薬等については原則必要分をご持参頂きます。諸事情にてご持参頂けない場合には、院内にて準備可能な薬のみ全額自己負担にて提供させて頂きます。

第11条(利用者の施設利用上の注意義務等)

1. 利用者は、居室及び共有施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
2. 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但しその場合は、事業者は利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
3. 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更し場合には、自己費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第12条(利用者の契約解除)

事業者が介護保険法等関連諸法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合又は不正行為を行った場合には、利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、申し入れ時に契約解除になります。

第13条(事業者の解除権)

事業者は、利用者が次の事由に該当する場合には、利用者に事由の説明を行いこの契約を解除する事ができます。

1. 利用者が、正当な理由なくサービス利用料金の支払いを2ヵ月以上滞納した場合。
2. 利用者の行動が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、サービス従事者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
3. 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺する恐れが極めて大きく、サービス従事者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
4. 利用者が故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

第14条(契約の終了)

次の事由に該当する場合は、本契約は終了します。

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 1. 利用者が他の介護保険施設に入所した場合 | : 入所した日の翌日から |
| 2. 利用者の要介護認定区分が非該当と認定された場合 | : 非該当となった日 |
| 3. 利用者が死亡した場合 | : 死亡した日の翌日 |

第15条(秘密保持)

1. 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所療養介護を提供する上で知り得た利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者及びサービス従事者又は従業員は、利用者またはその家族の同意を得ない限り、居宅介護支援事業所等に対し利用者及びその家族の個人情報を用いませぬ。

第16条(事故発生時の対応)

事業者は、利用者に対するサービス提供にあたり事故が発生した場合は、すみやかに利用者の家族へ連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

第17条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、短期入所療養介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応いたします。

◆ 個人情報の利用目的 ◆

医療法人 至誠堂 宇都宮病院 では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通り定めます。

【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 短期入所療養介護での利用目的

- 当施設が利用者様に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 利用者様に係る当施設の管理運營業務のうち
 - 1 入退所等の管理
 - 2 会計・経理
 - 3 事故等の報告
 - 4 当該利用者様の介護・医療サービス向上
- 病院内での使用
 - 1 病室入り口・ベッドサイドに名札を表示させていただきます
 - 2 呼び出し・呼びかけの際に患者様のお名前をお呼びします

2. 他事業者等への情報提供を行う利用目的

- 当施設が利用者様等に提供する介護サービスのうち
 - 1 利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携・照会への回答
 - 2 利用者様の心身の状態の確認に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 3 ご家族様への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - 1 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 2 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

【上記以外での利用目的】

1. 当施設の内部での利用に係る利用目的

- 当施設の管理運營業務のうち
 - 1 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 2 当施設において行われる学生の実習へ協力

2. 他事業所等への情報提供に係る利用目的

- 当施設の管理運營業務のうち
 - 1 外部監査機関への情報提供

